

平成26年3月

簡易ガスお客さま各位

若松ガス株式会社

「消費税」及び「地球温暖化対策のための税」の
税率引き上げに伴うガス料金の改定について

このたび弊社は消費税および地球温暖化対策のための税の税率が引き上げられることに伴い、ガス料金を変更することとし、東北経済産業局へガス供給約款の変更届を行いましたのでお知らせいたします。

今回の変更内容は、消費税法等の改正を受けた消費税の引き上げおよび地球温暖化対策のための税の税率引き上げについて、お客さまのガス料金へ反映させていただくものです。

弊社といたしましては、今後とも簡易ガスの安定供給及び保安の確保並びにお客さまサービスの向上に努めるとともに、業務全般にわたり効率化を進め、公共事業としての使命遂行に全力を傾注してまいります。

何卒ご理解賜り、今後も変わらぬご愛顧をいただきますようお願い申し上げます

【変更の内容】

消費税及び地球温暖化対策のための 税取り扱いについて		4月検針日		5月検針日	6月検針日
		4/1 ▼	5/1 ▼	6/1 ▼	
ガス料金		4月分	5月分	6月分	
消費税	4月からご使用になるお客さま	8%	8%	8%	
	3月以前から継続して ご使用いただいているお客さま	5%	8%	8%	
地球温暖化対策のための税				+	ガス使用量1㎡あたり 1.06円(税別) 引き上げ

※地球温暖化対策のための税

従来からの石油石炭税(LPG1 トンあたり 1,080 円)に加えて平成 26 年 4 月より地球温暖化対策のための税 (LPG1トン当たり 520 円)が課せられます。(計算方法)520 円÷0.488(LP ガス換算係数)÷1000=1.06 円

【お問合せ先】

若松ガス株式会社 本社料金課 TEL 0242-28-1420
福島支店 TEL 024-545-2118
郡山支店 TEL 024-946-0011
猪苗代支店 TEL 0242-62-4751
坂下支店 TEL 0242-83-0255